

# 定款・細則



2023(R5)年 11月 1日改正  
2022年規定審議会对応

国際ロータリー第 2700 地区 第 5 グループ  
福岡中央ロータリークラブ

**ロータリークラブ定款**  
**福岡中央ロータリークラブ**  
**(2022年規定審議会採択標準ロータリークラブ定款準拠)**

**第1条 定義**

- 1.理事会: 本クラブの理事会
- 2.細則: 本クラブの細則
- 3.理事: 本クラブ理事会の理事
- 4.会員: 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI: 国際ロータリー
- 6.衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある(該当する場合): 福岡中央エンジョイロータリー衛星クラブ
- 7.書面: 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度: 7月1日に始まる12カ月間

**第2条 名称**

本会は、福岡中央ロータリークラブ(国際ロータリー加盟会員)  
本クラブの衛星クラブの名称は、福岡中央エンジョイロータリー衛星クラブ  
(福岡中央ロータリークラブの衛星クラブ)とする。

**第3条 クラブの目的**

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

**第4条 クラブの所在地域**

本クラブの所在地域は、次の通りである。

福岡市全域及びその近郊の地域。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

**第5条 目的**

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあ  
る。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に  
奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉  
仕の理念を実践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平  
和を推進すること。

## 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第7条 会合

### 第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
  - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
  - (2) 会員の葬儀の場合
  - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
  - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、個々に列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取り止めることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各

会合は、本条第 1 節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

### 第 2 節 — 年次総会。

(a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。

(b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12 月 31 日の前に年次総会を開催するものとする。

### 第 3 節 — 理事会の会合。

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

## **第 8 条 会員身分**

### 第 1 節 — 全般的資格条件。

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

### 第 2 節 — 種類。

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

### 第 3 節 — 正会員。

RI 定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第 4 節 — 衛星クラブの会員。

本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

### 第 5 節 — 二重会員の禁止。

いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

### 第 6 節 — 名誉会員。

本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を持たない

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないもの

とする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

## 第7節 - 例外。

細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

## 第9条 クラブの会員構成

### 第1節 — 一般規定。

各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

### 第2節 — 多様なクラブ会員基盤。

本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

## 第10条 出席

### 第1節 — 一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする
  - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
  - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
  - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
  - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
  - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
  - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
  - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示

の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

#### 第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。

会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

#### 第3節 — その他のロータリー活動による欠席。

欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

#### 第4節 — RI 役員の欠席。

会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

#### 第5節 — 出席規定の免除。

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

#### 第6節 — 出席の記録。

本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

#### 第7節 — 例外。

細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

### **第 11 条 理事および役員および委員会**

#### 第1節 — 管理主体。

本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

#### 第2節 — 権限。

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

### 第3節 — 理事会による最終決定。

クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

### 第4節 — 役員。

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

### 第5節 — 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

### 第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従っ

て、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

#### 第7節 — 委員会。

本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

#### 第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

#### 第13条 会員身分の存続

##### 第1節 — 期間。

会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

##### 第2節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

##### 第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

##### 第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両



方を満たしていなければならない。および

- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

#### 第 5 節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

#### 第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

#### 第 7 節 — 理事会による最終決定。

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

#### 第 8 節 — 退会。

会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

#### 第 9 節 — 資産関与権の喪失。

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

#### 第10節 — 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大90日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリーの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

### 第14条 地域社会、国家、および国際問題

#### 第1節 — 適切な主題。

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

#### 第2節 — 支持の禁止。

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

#### 第3節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

#### 第4節 — ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第15条 ロータリーの雑誌

### 第1節 — 購読義務。

本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

### 第2節 — 購読料。

購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

## 第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けすることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第17条 仲裁および調停

### 第1節 — 意見の相反。

現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

### 第2節 — 調停または仲裁の期限。

要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

### 第3節 — 調停。

調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
  - (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
  - (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

### 第4節 — 仲裁。

仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

#### 第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。

仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

#### **第18条 細則**

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

#### **第19条 改正**

##### 第1節 — 改正の方法。

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

##### 第2節 — 第2条と第4条の改正。

第2条(名称)および第4条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提出することができる。

# 福岡中央ロータリークラブ細則

## 第1条 目的

本細則は、福岡中央ロータリークラブ(以下「本クラブ」という。)の自主的運営等を規律することを目的とする。

## 第2条 理事会及び役員構成等

1. 本クラブの日常的な運営は、クラブ定款第11条第1節～第3節に定める理事会が行うものとする。
2. 理事会は理事選挙で選出された理事(以下、本細則において「被選理事」という。)6名の他、会長、直前会長、会長エレクト(副会長を務める)、幹事、会計の11名をもって構成する。尚、副幹事、副会計、SAA(会場監督)、副SAA、本クラブの衛星クラブ議長および理事会が承認した他の会員は、理事会に出席し、意見を述べるができる。
3. 被選理事の任期は2年、その他の理事(会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計)の任期は1年とする。  
注、なお会長エレクトに選出されたものは就任後、会長1年、直前会長1年の任期があるため、實際上3年理事を務める。
4. 被選理事に欠員が生じたときは、理事会の議決による指名に基づきその欠員を補充することができる。補充された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 理事会の議決は、クラブ定款および本細則に別段の定めがある場合を除いては、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、会長が決するところによる。

## 第3条 役員

1. 会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計およびSAAの6名は、クラブ定款第11条第4節に基づき本クラブの役員となり、クラブ定款および本細則に準拠してクラブ運営の執行に当たる。
2. 役員に欠員が生じたときは、理事会の議決による指名に基づきその欠員を補充することができる。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 会長エレクト(副会長兼務)は理事会の承認を得て、次年度の副幹事、副会計および副SAAを選任してそれぞれ次年度の幹事、会計およびSAAの補佐もしくは代行の任に当たらせる。

## 第4条 理事および役員選挙・選出

### 第1節 理事等の選挙

理事選挙は下記のスケジュールで行う。

- 10月 第三週 予備選挙通知の配布
- 11月 第三週 予備選挙開票
- 11月 第三週 本選挙通知の配布
- 12月 年次総会前に開票

1. 理事の選挙は予備選挙によって理事候補者を選挙し、予備選挙によって選ばれた理事候補者につき本選挙を行って当選者を確定する。選挙はいずれも無記名投票とする。

2. 改選すべき理事の数は、任期満了を迎える理事の数とする。
3. 前項の予備選挙において選ばれる理事候補者の数は、第2項の改選すべき理事の数の2倍に相当する数とする。
4. 予備選挙の日の10日前までに被選挙資格者の氏名を記載した投票用紙を全会員に配布する。
5. 第3項および第6項の選挙においては、いずれも得票の多い順に当選者を決定し、得票同数の場合は若年者を当選者とする。
6. 理事候補者の被選挙資格者は、会歴3年以上の者とする。ただし、現理事、ならびに現会長、会長エレクト、会長ノミニー候補者、次年度の正副幹事、正副SAAおよび会計の各候補者を除く。
7. 次年度理事選挙のための理事選挙管理委員会を組織する。委員長は直前会長とし、委員は被選挙資格のない会員を理事会で指名する。

## 第2節 役員の選出

1. クラブ定款第11条第5節に定める役員の選挙のため、毎年理事選挙前の9月末日までをめぐり、会長ならびに、会長エレクト、当該年度の直近する5名の会長経験者を委員とする次年度会長エレクト選考委員会(以下「役員選考委員会」という。)を設置して、会長ノミニーの候補者1名を選考する。
2. 会長は役員選考委員会の招集者および議長となる。
3. 役員選考委員会は委員の過半数の出席により成立し、議決は出席委員の全員一致を要する。
4. 役員選考委員会は、選出した会長ノミニー候補者について理事会に報告しその承認を得たのち会員総会において承認を得るものとする。
5. 承認を得た会長ノミニーは、次年度副幹事、副SAAを指名して、理事会の承認を得るものとする。

## 第5条 理事会及び理事・役員の任務

### 第1節 理事会運営の原則

理事会は本クラブ内において、最高の自主運営権、議決権、裁量権を有するとともに、本クラブの運営に責任を持つ。理事会は特に重要と思われる議事の提案に当たっては事前に充分会員の意見を聴収する配慮に努めるものとする。

### 第2節

定款第11条第3節による理事会の決定は最終的なものであるが、重要事項については会員総会の決定を尊重するものとする。

#### クラブ管理組織

理事会(代表権者・会長)

会長・直前会長・会長エレクト(副会長兼務)・被選理事(6名)・幹事・会計

役員(代表者・幹事)

会長・直前会長・会長エレクト(副会長兼務)・幹事・会計・SAA

(役員補佐として、副幹事・副会計・副SAA)

### 第3節 会長

会長は、会長エレクト時にクラブ運営の準備をし、自ら年度の目標を設定し、会長の時間をフルに活用し、ロータリーの理念を語りかけ、クラブ強化のために尽力する。またクラブ運営

という大きな責任を有し、クラブの自主性を活かし活性化を図るために強いリーダーシップが要求される。クラブの集会ならびに理事会の議長となり、その他一般にその職に属するすべての任務を執行する。

#### 第4節 直前会長

クラブ運営の継続性を保つ為に過去のクラブ運営に関する経緯などを報告し、クラブ指導力の継続性と提供を目的とし、会長に助言をし、その職務を補佐する。

#### 第5節 会長エレクト(副会長兼務)

次年度に備えて理事会の運営を研修するためと、次年度のクラブ運営との継続性を保つ為、また実質的なナンバー2として責任がある。会長エレクトとして間接的にクラブ運営を研修するに留まらず、クラブ管理運営委員長など要職を兼任することによって、クラブ運営を経験する。また副会長を兼務して会長を補佐し、会長不在のときは会長の任務を代行する。

#### 第6節 幹事

幹事は、会長を補佐し、クラブ運営の要として理事会議等の企画、立案、進行にあたり、つぎの各項目のほか、一般にその職に属するすべての任務を執行する。

1. 会員の名簿および会員の記録を整理保管する。
2. 例会の出席を記録し、クラブの例会、理事会および委員会に関する通知を発送し、これら例会等の議事録を保管する。
3. 毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長宛に半期会員報告を行う等、国際ロータリーに対する各種の義務報告および所定の分担資金の送金に当たる。
4. 毎月最終例会の直後、地区ガバナーに対し、例会出席月報を提出する。(副幹事が次年度幹事担当する。)

#### 第7節 会計

会計は、すべてのクラブ資金を管理保管し、年次総会において、あるいは理事会の要求により、その収支を明らかにし、その他一般に会計の職に属する任務を執行する。退任の場合は、すべての資金帳簿その他保管するクラブ財産を、後任者または会長に引き継がなければならない。

#### 第8節 SAA(会場監督)

SAAは、例会を監督し、その円滑な進行と秩序の維持をはかり、会長又は理事会から指示された事項と、その他一般にその職に属する任務を執行する。(副SAAが次年度SAA担当する。)SAAは役員として理事会に出席し意見を述べることができる。

### **第6条 会合**

#### 第1節 年次総会

1. 本クラブの年次総会は、クラブ定款第7条第2節の定めにより毎年12月31日以前に開催し、次年度の理事選挙および役員選挙を行う。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、または会員10名以上の要求があったとき、会長が招集する。

#### 第2節 例会

1. 本クラブの例会は、毎週月曜日の12時30分に開催する。ただし、クラブ定款第7条第1節に基づき、理事会の決議により会場または時間を変更することができる。
2. 例会の変更または休会は、すみやかに全会員に通知しなければならない。
3. 本クラブ定款第10条の出席の規定に関わらず、本クラブの例会の出席は、本クラブま

たは他のロータリークラブにおいて、その例会時間の少なくとも60パーセント出席するか、または定款に定められたメイクアップによるものでなければならない。

### 第3節 定足数

決議または承認を要するクラブ総会および例会の定足数は、会員総数の3分の1とする。

### 第4節 理事会

1. 本クラブの定例理事会は、原則として、毎月第1例会日に開催する。ただし、理事会の決議により開催日を変更することができる。
2. 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、または理事2名以上の要求があったとき会長が招集する。
3. 臨時理事会は、理事会が必要と認めるときは、持ち回りによる審議にて決議をすることができる。

### 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、無記名投票による理事の選挙を除き、口頭による採決をもって処理することができる。

### 第8条 理事会の先議権

本クラブおよび会員を拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブのいかなる会合においても審議されてはならない。理事会の審議を経ない決議または提案がクラブ会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

### 第9条 入会金および会費

#### 第1節 入会金

1. 本クラブに入会する者は、入会時に、入会金を納入するものとする。
2. 入会金は10万円とする。退会した会員が再入会する場合は入会金を免除する。他クラブからの転籍は5万円とする。

#### 第2節 会費

会費は年額26万4千円とし、これを4半期に分けて、7月、10月、1月および4月の各末日までに納入するものとする。ただし、入会日が4半期の途中に当たる場合は入会の月から月割りの会費を入会時に納入するものとする。

#### 第3節 衛星クラブ

本クラブの衛星クラブの入会金および及び会費については、本クラブの衛星クラブの細則により別途定める。

### 第10条 委員会

#### 第1節 委員会構成

委員会の新設、統合については、本クラブ細則に基づくものとする。ただし、各委員会の連携を深め、委員会活動をより充実せしめるために、複数の委員会が合同で委員会を開催し、かつ合同で活動をするを妨げない。

#### 第2節 組織と部門・委員会

会長は、理事会の承認を得て、クラブの運営および奉仕活動に必要な委員会の連携につい



て意見を述べ、その実行のために必要な責任者ならびに委員を任命することができる。

a. クラブ管理運営部門の諸委員会をAパート、Bパートに区分し、それぞれに担当理事をおく。また担当理事は担当パートの活動を掌握し、必要に応じて他の委員会との調整を行うものとする。

①クラブ管理運営部門Aは、下記の委員会で構成される。

出席委員会 親睦委員会 プログラム委員会 クラブ会報・広報委員会

②クラブ管理運営部門Bは、下記の委員会で構成される。

会員増強委員会 会員選考・職業分類委員会 ロータリー情報委員会 雑誌委員会

b. クラブ管理運営部門A・B以外の諸委員会は職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、青少年奉仕部門および国際奉仕部門に区分し、それぞれ担当理事をおく。担当理事は担当する委員会及び部門の委員会活動を 掌握し、必要に応じて他の委員会との調整を行うものとする。

c. クラブ会報・広報委員会は、できる限り報道機関または広告関係の会員を委員の中を含めるものとする。

### 第3節 会長の特権

会長は、職務上すべての委員会の委員であり、これに伴うすべての特権を有する。

### 第4節 理事会の承認

各委員会は、細則に定める事項ならびに会長または理事会が委託する事項を処理する。ただし、理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会の承認を受けるまでは行動してはならない。

## 第11条 SAA及び委員会の任務及び構成

### 第1節 SAA(会場監督)

SAAの主たる任務はあくまでも会場監督であり、クラブ例会では気品と風紀を守り、会合がその目的を発揮できるよう設営し、監督する責任がある。例会の司会進行のほか以下の責任を担うものとする。

1. 例会場の入場、退場の許可
2. 早退、遅刻の承認や許可
3. 私語に対する警告
4. 卓話の時間励行
5. ニコニコ箱への任意の寄付を募り、例会において寄付に寄せられたコメントの発表を工夫して会員の親和を図るよう努める。
6. 3ヵ月ごとの座席の変更(第一四半期は委員会ごとの座席が良いと思われる。)

### 第2節 クラブ奉仕部門

#### 1. クラブ管理運営部門A

①理事が受け持ち、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸活動を遂行する上で役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実行する。

②クラブ管理運営部門担当理事はクラブ奉仕諸活動のすべてに対して責任を持ち、かつクラブ運営管理部門Aの下に設置されたすべての特定分野担当委員会の仕事を監督、調整すると共に、委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告する。

#### a. 出席委員会

この委員会は、会員があらゆるロータリーの会合(地区大会、地区研修・協議会、IM、地域大会および国際大会を含む)に出席することを奨励する。特に本クラブハ

の出席を奨励し、やむを得ず本クラブに出席できない場合は他クラブへの(メイクアップ)を奨励し、会員に出席規定を周知させ、出席をよくするための奨励策を講じ、出席不良の原因を除去することにつとめるものとする。

b. ソング委員会

例会において歌われる歌ならびに指導を行い、年に数回季節の歌を織り交ぜる。

c. 親睦委員会

会員が心を打ちとけ合う手段の一つとして、親睦会やレクリエーションも必要であるが、親睦を深める最適の場所は、毎週一回の定例の例会であることを認識し、例会においていかに友情を深めるかを考え実行することと、いかにして真の親睦が保たれるような環境を整備することが最大の任務である。友情溢れる例会を通じて、ロータリアンがお互いに切磋琢磨し、自己改善に努めることでロータリーの説く親睦が一層深まります。また例会場への来訪者の対応に当たる。

d. プログラム委員会

ロータリーの例会が毎週楽しみになるよう、有意義で規律あるプログラムを会長方針に図り委員会メンバー始め、他委員会と連携を図り、企画・運営する。

e. クラブ会報・広報委員会

この委員会は、会報の編集と発行を担当し、クラブ活動の状況を記録し、ロータリーの教育と親睦の増進に寄与する。クラブの活動状況およびロータリーに関する情報を広く一般社会に提供し、また適切な広報活動を企画し立案する。

2. クラブ管理運営部門B

①会長は会長エレクト(副会長兼務)に命じ、下記委員会に関する事柄においてその諸活動を遂行する上で役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実行する。

②クラブ管理運営部門Bの担当理事(会長エレクト)はクラブ奉仕の諸活動すべてに対して責任を持ち、かつクラブ管理運営部門Bの下に設置されたすべての特定分野担当委員会の仕事を監督、調整すると共に、委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告する。

a. 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物を理事会に推薦するよう積極的に努め、本クラブ会員の拡充に努める。

b. 会員選考・職業分類委員会

会員選考委員会は、会員に推薦された者の人格、職業上および社会的評判ならびに一般的な適確性を調査し、その結果を理事会に報告する。職業分類委員会は、毎年遅くとも8月31日以前に、その地域社会の職業分類調査を行い、充填および未充填職業分類表を作成する。必要に応じて現会員の職業分類を再検討し、問題のある場合は理事会にはかるものとする。

c. ロータリー情報委員会

①会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供する。

②会員、特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与える。

③会員のロータリーの歴史、目的、組織、活動その他に関する情報を与える。

④入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督し、会員に国際ロータリーの管理運営の動向について情報を提供する。

⑤入会から満3年未満の会員を対象として、クラブ内研修を年度中に複数回実施する。

#### d. 雑誌委員会

この委員会は、ザ・ロータリアン誌およびロータリーの友誌への会員の関心を喚起し例会において毎月これらの雑誌の内容を紹介し、その有効な利用方法を推進実施する。

### 第3節 職業奉仕委員会(担当理事)

この委員会は、本クラブの会員がそれぞれの職業における諸職務を遂行し、それぞれの職業における倫理の一般水準を引き上げるうに役立つ方策を考案し、これを推進するものとする。

### 第4節 社会奉仕委員会(担当理事)

この委員会は、本クラブの会員が地域社会の発展向上・環境保全・社会福祉・高齢化問題等にかかわる諸問題の対応に役立つ方策を考案し、これを推進実施するものとする。

### 第5節 青少年奉仕部門

この部門は青少年を直接助けたり、また彼らの価値や潜在能力に対する社会や人々の評価を高めさせるよう工夫された計画を立て、これを実施する。部門担当理事は本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整する。

#### a. ローターアクト委員会

この委員会は本クラブが1982年12月6日に提唱して結成したローターアクトクラブに関する事項を担当し、その育成発展の為に指導と援助を与えるものである。

### 第6節 国際奉仕部門 (担当理事)

① 国際奉仕部門担当理事は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、調整する。

② 会員が国際奉仕に関する各種の事柄を遂行するうに役立つ方策を考案し、これを推進実施するものとする。また本クラブが提携した姉妹クラブに関する事項を担当する

#### a. 米山奨学会委員会

この委員会は、財団法人米山記念奨学会に関する事項を担当し、本クラブの会員にこの奨学会についての関心を喚起し、この奨学会の活動を支援するものとする。

### 第7節 ロータリー財団委員会

この委員は、ロータリー財団に関する事項を担当し、本クラブの会員にこの財団についての関心を喚起し、財団の活動を支援するものとする。

## 第12条 出席義務規定の免除

1. 会員が正当な理由を付した書面をもって、例会出席義務の免除を求めた場合、理事会は一定期間に限り例会出席義務の免除を与えることができる。
2. 前項の例会出席義務の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものであって、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他クラブの例会に出席（メイクアップ）しない限りクラブの公式記録は欠席となる。ただし、クラブ定款第10条第3節の規定に基づいて認められた欠席は、公式記録に算入されない。

## 第13条 財務

1. 本クラブの会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
2. 理事会は、毎会計年度の初めに、収支予算を作成するものとする。

3. 予算の各費目はその支出の限界を示すものとする。ただし、理事会による別段の指示がなされた場合はこの限りではない。
4. 会計は、本クラブのすべての資金を理事会が指定した銀行に預金するものとする。
5. すべての支出は、会長および幹事の署名ある伝票に基づき、現金または会計が署名した小切手をもって支払われるものとする。
6. 国際ロータリーの会費(人頭分担金)は、毎年7月1日および1月1日に、その日現在の会員数を基礎とし、2半期にわけて納入するものとする。
7. 理事会は、会計年度終了後に、その年度の収支決算書を作成し、例会において会員に報告するものとする。
8. 会計監査は、前項の収支決算書について監査し、その結果を理事会に報告するものとする。

## 第14条 会員の種類と会員選考の方法

### 第1節 種類

本クラブの会員の種類は、正会員及び名誉会員の2種類とする。

### 第2節 正会員の要件

本クラブは本クラブ定款第8条第1節に定める全般的資格を遵守しつつ、次の各号の会員候補者の入会を推奨する。

- (a) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者、法人役員、支配人、のいずれかである者。
- (b) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限のある管理職を務め、重要な地位にあるもの。
- (c) 上記に挙げたいずれかの地位から退職をしている者
- (d) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕及びロータリーの目的への貢献を示した地域社会のリーダーである者

### 第3節 正会員

1. 正会員の選考は、次の方法と手順によって進められる。
2. 幹事は、クラブ会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名を2名の推薦者を明記した書面をもって理事会に提出する。この推薦は本節に別段の定めある場合を除き、理事会が入会の取り扱い方法を内定するまで、事前に洩らしてはならない。
3. 次に、理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格を職業分類の見地から審査して、その結果を理事会に報告するよう求めるものとする。
4. 会員候補者の職業分類に異議のない場合、理事会は、会員選考委員会に対し、その候補者の資質、人格、職業上および社会的評判など、一般的適格性を調査してその結果を理事会に報告するよう求めるものとする。
5. 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の報告を審査して、会員候補者の承認もしくは不承認を決し、これを幹事を通じて推薦者に通知するものとする。
6. 前項によって承認の通知を受けた推薦者は、ロータリー情報委員会の委員と共に、会員候補者に対して、適宜ロータリーの目的、会員としての特典と義務などについて説明し、会員候補者の氏名と予定されている職業分類をクラブに発表することについての承諾を求めるものとする。
7. 会員候補者の氏名が発表された後7日以内に、クラブ会員の誰からも、推薦につき、理

由を明記した書面による異議の申し立てが理事会に提出されなかった場合、会員候補者は、この細則第9条に定める入会金を納めることによって本クラブの会員に選ばれたものとみなされる。

8. 理事会に異議の申し立てがあった場合は、理事会はこれを審議するための会議を開き、その会員候補者の入会の可否について票決を行う。出席理事の反対投票が2票未満の場合は、異議の申し立ては無効として取り扱われる。
9. 本節の規定により会員が選考された時は、幹事は、その会員に対して所定の会員証を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告し、すみやかにクラブ例会において会員として正式に紹介するものとする。

#### 第4節 名誉会員

本クラブの名誉会員の選考は、理事会の決議による。また、かかる身分の存続期間も理事会の決議とする。

#### 第15条 例会の順序

例会の順序は、次のとおりとする。ただし、都合によりその順序を変更することができる。

1. 開会
2. ロータリーソングの斉唱
3. 来訪ロータリアンの紹介
4. 会長の時間
5. 幹事報告
6. 委員会報告
7. 卓話または他のプログラム
8. 閉会(点鐘)

#### 第16条 改正

この細則は、定足数を超える会員が出席する例会において、出席会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、その改正案は、その例会の少なくとも10日前に、書面をもって各会員に通知されなければならない。この細則の改正または追加は、クラブ定款および国際ロータリー定款・細則に矛盾してはならない。

#### 附 則

第1条 本細則の改定規定は、2023年11月1日から施行する。

本細則は、2023年10月23日(月)例会の会員総会にて承認済み。